



障害のある方のくるまの運転

総合ガイドブック4



宮城県リハビリテーション支援センター



令和7年12月版

はじめに

障害者の社会参加推進とともに、障害者の自動車運転への取組も広がりをみせています。病気や障害を持った当事者が自ら運転することによって、生活の質は向上し、自立につながります。安全な自動車運転が行えるよう、障害のある方御本人はもちろん、御家族や支援者にも運転に至るまでの手順や制度について知っていただきたいと考え、本ガイドブックを作成しました。

このガイドブックでは、主に身体障害者向けの自動車運転に必要な情報について御紹介しています。今回は、道路交通法の改定や制度の変更等に合わせ、新しい情報を掲載し改訂しました。多くの方に御活用いただけますと幸いです。

目 次

はじめに

1	道路交通法に記載されている障害や病気	2
(1)	身体機能に関する内容	2
(2)	病気や脳機能に関する内容	3
2	障害のある方の自動車運転	4
(1)	自動車運転までの流れ	4
(2)	運転免許センターにおける安全運転相談	5
3	自動車運転に関する各機関の取組	6
(1)	宮城県内の医療機関	6
(2)	宮城県内の指定自動車教習所	6
(3)	宮城県リハビリテーション支援センター	6
4	福祉車両と運転補助装置	7
(1)	福祉車両	7
(2)	自動車の運転補助装置	7
(3)	車両と車椅子間の移乗、車椅子の積み下ろし	8
(4)	運転補助装置付き自動車の保管及び管理	9
5	障害者の自動車運転に関する制度	10
(1)	市町村における障害のある方の車の運転に関する助成制度	10
(2)	その他の各種優遇制度等	10
(3)	運転免許の自主返納制度と身分証明書としての運転経歴証明書	13
おわりに		

別紙1 自動車運転補助装置一覧

別紙2 宮城県内指定自動車教習所における障害者教習等実施状況

別紙3 宮城県内市町村における助成事業実施状況

1 道路交通法に記載されている障害や病気

障害者の社会参加の推進等、社会情勢の変化に伴い、必要に応じて道路交通法の改正が行われています。現在、障害のある方には、安全な運転を行うための支障の有無が個別に判断され、免許取得の可否が決定されます。以下に、障害者の自動車運転に関して法で定められていることの一部について、簡単に御紹介します。

(1) 身体機能に関する内容

1.運動機能

1-①～③の条件を満たせば、運転免許の取得や更新が可能です。安全運転相談等（詳細は5ページ）では、③を満たすために運転補助装置の増設等の改造を施した自動車の使用が必要と判断され、運転免許証に条件が記載される場合があります。

- 1-①四肢の機能が全廢ではない
- 1-②腰をかけている状態が持続できる
- 1-③自動車運転に必要な操作能力がある

身体障害者標識



運転免許証に条件が付く場合、努力義務として表示

2.聴覚機能

2-①を満たす場合、すべての自動車を運転できます。補聴器を使用する場合、運転免許に「補聴器」の条件が付きます。

補聴器を使わない場合又は使っても①を満たさない場合でも、2-②を満たせば、準中型自動車及び普通自動車を運転できます。

- 2-①補聴器を用いてもよいので、10メートルの距離から90デシベルの警報音が聞こえる。
- 2-②運転免許センターで行う臨時適性検査と安全教育を受け、特定後写鏡等を使用し慎重に運転する。聴覚障害者標識を表示する。

聴覚障害者標識



2-②の条件で運転する場合、表示義務があります

聴覚障害者の運転免許取得について

(宮城県警察ホームページ内)



3.視覚機能

下記の3-①～④について定められています。

3-①視力（普通自動車）

：両眼で0.7以上、かつ左右それぞれ0.3以上他

3-②視力（大型自動車、第二種免許等）

：両眼で0.8以上、かつ左右それぞれ0.5以上他

3-③色彩識別能力：赤・青・黄の識別ができる

3-④深視力：（大型自動車、第二種免許等に関して確認必要）

3-①及び②については、左記を満たさない場合等に適用される他の基準もあります

(2) 病気や脳機能に関する内容

「一定の病気等」として対象疾患と規定を定めています。

運転免許の取得時及び更新時には、全員が「病気の症状に関する質問票」に記載し、自身の症状について正しく申告する必要があります。症状があるからといって直ちに免許の拒否や取消、保留になることはありません。「一定の病気等」に該当する場合、以下に従って運転の可否が個別に判断されます。質問票に虚偽記載を行うと、罰則を課される場合があります。

一定の病気等とは

- 1 統合失調症
- 2 てんかん
- 3 再発性の失神
- 4 無自覚性の低血糖症
- 5 そううつ病
- 6 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- 7 その他精神障害
- 8 脳卒中
- 9 認知症
- 10 アルコールの中毒者



左に掲げたもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠く恐れのある症状を呈する病気

①認知、予測、判断等の能力に問題が生じうる病気（一定の病気等：1,5,6,7,8,9）

症状により、安全な運転に必要な能力を欠くと判断される場合には、免許の拒否、取消となる可能性があります。しかし、その症状が回復すると見込まれる場合は、6ヶ月以内の免許保留又は効力の停止となり、一定期間後に臨時適性検査受検もしくは医師の診断書提出により再度判断されます。

なお、脳卒中に伴う身体機能、聴覚及び視覚機能については、2ページ「身体機能に関する内容」に従いますので御参照ください。

加えて、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症と診断された方は、免許の拒否又は取消となります。

②-1 意識障害を伴う病気：てんかん（一定の病気等：2）

一定基準に従い、発作又は症状悪化のおそれがないと判断される場合は運転可能となります。また、6ヶ月以内にその状態に該当すると見込まれる場合は、6ヶ月以内の免許保留又は停止となり、一定期間後に適性検査受検もしくは医師の診断書提出により再度判断されます。

②-2 意識障害を伴う病気（一定の病気等：3,4）

原因疾患や状態により規定が異なります。

③アルコールの中毒者（一定の病気等：10）

現在の飲酒状況、行動の状況により評価されます。

上記についての詳細は、各運転免許センターにお問い合わせください（5ページ）。

2 障害のある方の自動車運転

(1) 自動車運転までの流れ

障害のある方の自動車運転は、①新たに運転免許を取得する場合と、②運転免許取得後に一定の病気等にかかったり、障害を持った後で、運転を再開する場合に分けられます。

どちらの場合でも、運転免許センターの安全運転相談において、運転してよいかどうかを判断してもらう必要があります。また運転が可能とされた場合には、安全な運転を行うために必要な条件の有無についても決定されます。

①新たに運転免許を取得する場合（図1）

運転免許センターでの安全運転相談後、指定自動車教習所にて教習を受けます。
指定自動車教習所に運転免許センターで付された条件を満たす教習車がない場合には、車両の準備が必要なことがあります。

②運転免許取得後に病気にかかったり、障害を持った場合（図2）

運転免許センターでの安全運転相談を受け、その結果付与された条件に則り、運転を再開することができます。
必須ではありませんが、指定自動車教習所で練習することもできます。

無条件適格

・運転に特に条件が必要ない

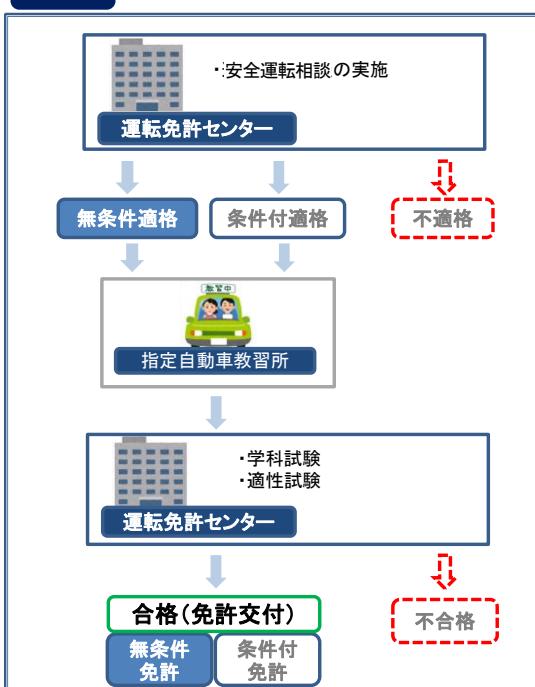
条件付適格

・安全な運転が行える範囲の免許種別・車種・構造・補装具の使用など条件が付く

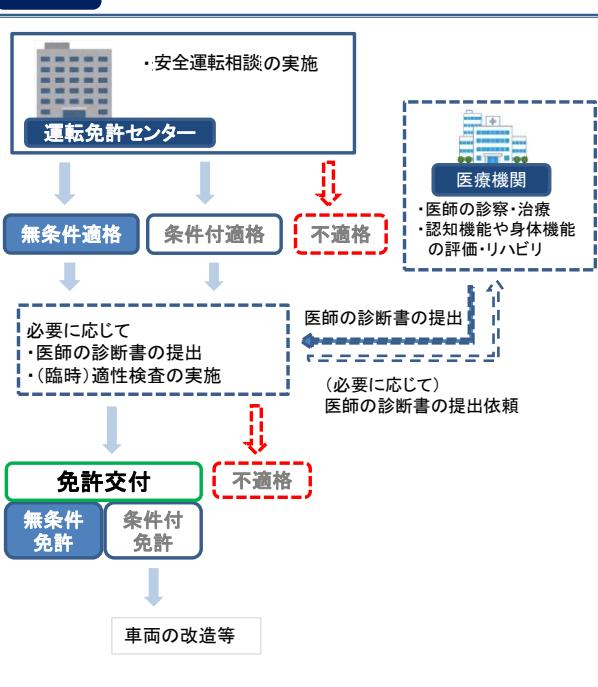
不適格

・運転が認められない

【図1】



【図2】



(2) 運転免許センターにおける安全運転相談

運転免許センターでは、一定の病気等にかかった方や障害のある方及びその家族等からの運転に関する相談（安全運転相談）に応じています。

運転免許センターの安全運転相談は、安全な運転に支障があるかどうかについて個別に聞き取りを行い、運転適性を把握し適切な指導を行うものです。必要に応じて、主治医による診断書の提出を求めたり、臨時適性検査等を実施し、運転免許の継続や拒否・取消、保留・停止等について判断します。

対象者	<ul style="list-style-type: none">一定の病気等にかかって治療中・リハビリ中の方、身体に障害のある方等その他、運転に関しての適性を相談したい方 <p>「一定の病気等」とは、自動車運転に支障を及ぼすおそれがあるとして、免許の拒否や取消、保留等の事由とされている病気です（詳細は3ページ）</p>
相談場所	<p>宮城県運転免許センター TEL：022-373-3601 (仙台市泉区市名坂字高倉65)</p> <p>石巻運転免許センター TEL：0225-83-6211 (東松島市赤井字南一134)</p> <p>古川運転免許センター TEL：0229-22-8011 (大崎市古川大宮3丁目4-30)</p> <p>仙南運転免許センター TEL：0224-53-0111 (柴田郡大河原町字南平3-1)</p>
相談日	月～金曜日（土、日、祝日、休日、年末年始の休日を除く） 9：30～16：00 まずは電話でお問い合わせください
必要書類	障害者手帳の交付を受けている方・・・障害者手帳 お薬手帳（交付を受けている方）又は処方箋 運転免許保有者・・・運転免許証 その他・・・更新連絡書、通院している病院の診察券 等
上記についての詳細	<p>安全運転相談窓口 (宮城県警察ホームページ内)</p> 

3 自動車運転に関する各機関の取組

（1）宮城県内の医療機関

運転免許取得後に一定の病気等にかかったり、障害を持った場合には、一部の医療機関において、診療・リハビリテーションの一環として自動車運転再開への支援が行われています。

本人の希望と家族の同意のもとに医師の診察、指示により、リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）等による運転に関する認知機能や運転操作に関する身体機能の評価を行い、必要に応じて、運転免許センターに提出する診断書が作成されます。また、医療機関によっては、ドライビングシミュレーターを用いたり、指定自動車教習所と連携して実車による評価や練習を行っているところもあります。

これらは生活支援の一環として行われており、運転が困難になった場合の代替移動手段の検討等も併せて行われます。

自動車運転に関する支援を行っている医療機関は限られており、対象となる方の条件もあります。また、自動車運転再開の可否は運転免許センターでの安全運転相談を経て判断されるため、医療機関での支援の有無によって運転再開の可否が決定するわけではありません。

詳しくはかかりつけの医療機関に御相談いただくか、当センターにお問い合わせください。

（2）宮城県内の指定自動車教習所

一定の病気等にかかったり、障害のある方が運転免許を取得する場合には、運転免許センターでの安全運転相談後、指定自動車教習所で自動車教習を受けることが可能です。また、運転免許取得後に障害を持った場合も、指定自動車教習所の講習を受けることが可能です。

指定自動車教習所によっては、バリアフリー環境の調整や、運転補助装置をつけた教習車の配備及び医療機関と連携して支援を行っているところもあります。障害のある方の受け入れ条件は、各指定自動車教習所によって異なります。

宮城県内の指定自動車教習所に関する情報は、別紙2の「宮城県内指定自動車教習所における障害者教習等実施状況」のとおりです。

詳細については、各指定自動車教習所にお問い合わせください。



（3）宮城県リハビリテーション支援センター

当センターでは、障害のある方の自動車運転支援について、下記の事業を実施しています。

①相談対応

障害を持った方や御家族、支援者からの電話及び来所による相談に対応しています。

②情報提供、普及啓発

障害者自動車運転に関する調査等を行い、ホームページ掲載などにより情報発信をしています。また、支援者向けの研修等を行っています。

③展示、体験

自操式福祉車両や運転補助装置を常設展示しています。展示物を手に取ったり、改造部品の操作性を体験していただけます。



お気軽に、まずは電話でお問い合わせください（13ページ）。

4 福祉車両と運転補助装置

(1) 福祉車両

福祉車両は、大きく分けて「自操式福祉車両」と「介護式福祉車両」に分けられます。本ガイドブックでは、運転補助装置等を取り付けて、障害のある方が自ら運転を行うための自操式福祉車両について御紹介しています。

(2) 自動車の運転補助装置

障害のある方が運転する場合、免許交付や更新の条件として運転補助装置を取り付けるなどの車両改造が必要になる場合があります。

標準的な運転補助装置のうち、当センターで所有している運転補助装置の種類と適応を御紹介します。

	運転補助装置種類	主な適応
①	旋回装置	片手でハンドル操作を行う必要のある方
②	手動装置	下半身が不自由な方
③	アクセル・ブレーキペダル 誤操作防止装置	下半身が不自由な方
④	左足用アクセルペダル装置	右半身が不自由な方
⑤	方向指示器補助装置 ワイパー補助装置	左右いずれかの半身が不自由な方
⑥	トランスファーボード	下半身が不自由な方
⑦	セレクトレバー補助装置 駐車ブレーキ補助装置	腕の力や握力が弱い方、左半身が不自由な方
⑧	特定後写鏡 (ワイドミラー・補助ミラー)	聴覚障害の方
⑨	リフト（車椅子積み込み用）	車椅子を使用されている方

※詳細は別紙1「自動車運転補助装置一覧」を御参照ください。

上記は、数多くの運転補助装置の一部です。運転補助装置を選択する際には、運転免許の条件に適合しているか、また御自身の身体状況に適合しているかを確認するため、実際に体験してみることをお勧めします。

運転補助装置を取り付けた自動車は、障害のない方と共有することもできます。また、新車時から運転補助装置が搭載されている自動車や、設定により運転が補助される機能をもつ自動車がある一方、改造が難しい自動車もあります。車両、運転補助装置の双方について、各メーカーのカタログ等を参考にしながら、十分に検討することが必要です。

県内で自動車改造等を行っている事業者については、当センターにお問合せください。

また、身体障害者手帳を所持し、条件を満たす場合には、各市町村が実施している自動車改造費の助成を受けられます。本ガイドブック10ページの「障害者の自動車運転に関する制度」及び別紙3「宮城県内市町村における助成事業実施状況」を御参照ください。

(3) 車両と車椅子間の移乗、車椅子の積み下ろし

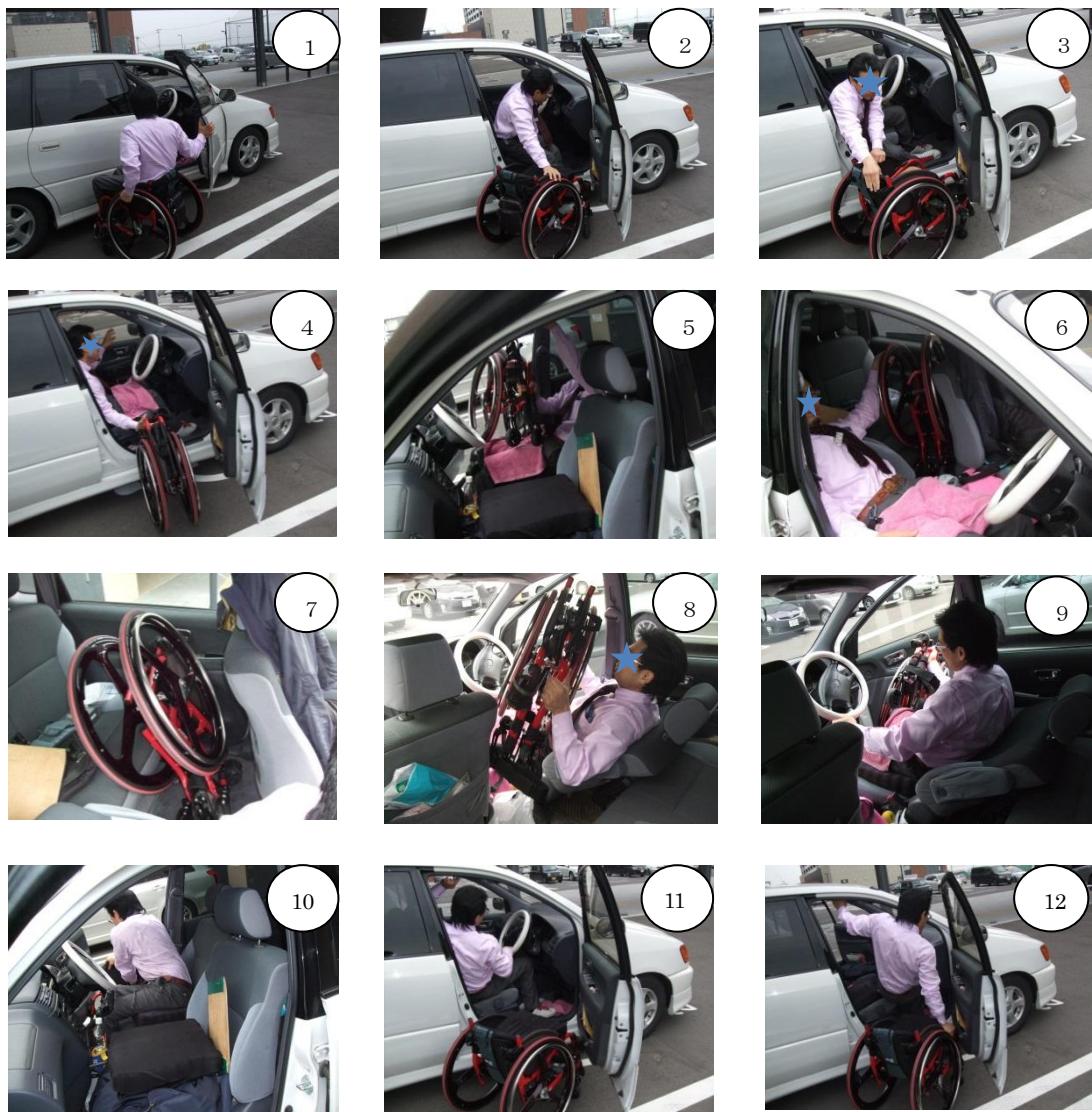
移動に車椅子を使用している方が自動車を運転する場合には、車椅子と車両間の移乗と、車両への車椅子の積み下ろし（収納）が大きな課題となります。

ここでは、以下の2つの方法について御紹介します。

①運軌者が自力で車両へ積み下ろす方法

上肢の力を用いて自身が車両内に乗り移り（1～2）、車椅子を畳み持ち上げ（3～4）、運転席のシートを倒して体の前方から助手席の後方に車椅子を運び入れます（5～7）。

車両から降りる際は、逆の要領で、運転席のシートを倒し、体の前方を通して車椅子を車外に運び出した後（8～10）、自身が車椅子に乗り移ります（11～12）。



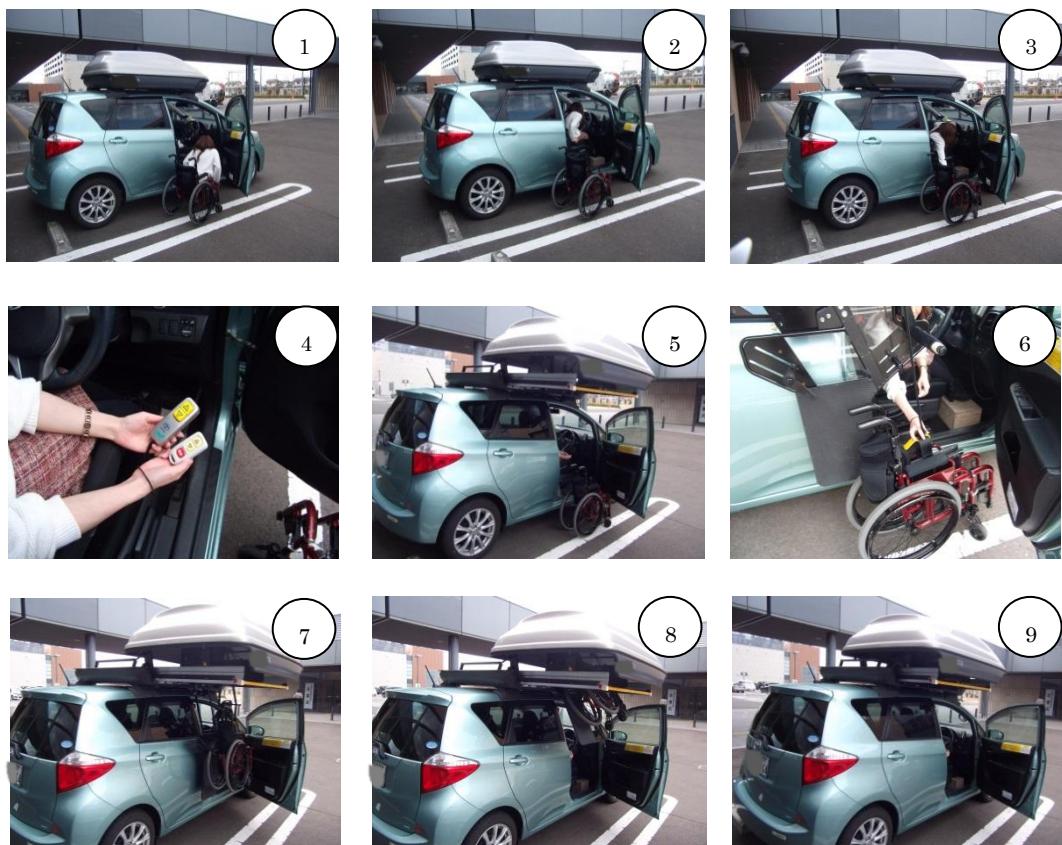
※写真のモデルとなっている方は、胸椎3番の脊髄損傷の方です。

写真の方法は一例であり、障害の状態や車種により動作方法や車椅子の収納場所が異なります。車種により車高やドアの開閉幅、車内の広さも異なるため、車種選定も重要です。

②電動格納装置を用いた積み下ろし方法

障害のある方御自身で車椅子を積み下ろすことが難しい場合には、電動で車椅子を持ち上げて車両の上へ格納する装置や、車両内に設置したアームを用いて車椅子の積み下ろしをする装置等があります。

車椅子から車両に乗り移った後（1～2）、車椅子を畳み（3）、リモコンによる操作で屋根上に設置された車椅子格納ボックスが水平に展開し、同時に車椅子収納のためのフックが下りてきます（4～5）。車椅子座面に取り付けたベルトにフックを引っかけ（6）、車椅子を吊り上げます（7）。車椅子は格納ボックスに横向きに収納されます（8～9）。



電動式の格納装置は、車種によって取り付けできない場合があります。また車椅子の形状、重量等によってボックスに格納できないものもあります。車両、車椅子のサイズ等を確認の上、自動車メーカー や取扱業者に御相談ください。

（4）運転補助装置付き自動車の保管及び管理

運転補助装置等を取り付けた自動車は、改めて自動車検査登録制度（車検）の構造等の変更検査の諸手続を行う必要はありません。そのため、運転補助装置等が適切に機能しているかどうかの管理については、所有者・運転者が担うことになります。運転補助装置のアフターサービス・点検はディーラーや専業メーカー等で行っている場合もあるので、それを利用して補助装置の安全性について管理することもできます。

4 障害者の自動車運転に関する制度

（1）市町村における障害のある方の車の運転に関する助成制度

市町村では、障害者の社会参加を促進するための事業として、下記の事業を行っています。

各市町村の実施状況については、巻末に添付している別紙3「宮城県内市町村における助成事業実施状況」を御参照いただき、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

①自動車運転免許取得費助成事業

障害のある方が運転免許を取得する場合、教習を受けるために必要な費用の一部を助成。

②自動車改造費助成事業

身体障害者が運転する自動車の改造（運転補助装置取付け等）に必要な費用の一部を助成。

（2）その他の各種優遇制度等

障害のある方の自動車運転に関して、代表的な優遇制度について一部紹介します。

①自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

一定の条件を満たした障害者手帳を所持している方に対して、自動車税等の減免制度があります。詳しくは下記ホームページを御参照ください。

自動車税 環境性能割	一定の条件を満たす身体障害者等※が所有（取得）する自動車で運転者が下記の場合に対象となります。
軽自動車税 環境性能割	<ul style="list-style-type: none">■身体障害者等本人が運転する自動車■身体障害者等の通学（通所）、通院又は生業のために身体障害者等と生計を一にする家族の方が運転する自動車■身体障害者等のみで構成される世帯で身体障害者等の通学（通所）、通院又は生業のために常時介護する方が運転する自動車
自動車税 種別割	自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割の身体障害者等減免制度について - 宮城県公式ウェブサイト
上記についての詳細	
軽自動車税 種別割	各市町村税務担当窓口にお問い合わせください。

※身体障害者等：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦病者手帳をお持ちの方

②運転補助装置や補助装置が付いた車両の購入費用、改造費用の消費税免除

一部の運転補助装置や、運転補助装置が付いた車両本体は、消費税の非課税措置の対象となっています。また、車両への運転補助装置の追加や装置の修理費用も非課税対象となります。詳細については、自動車販売店又は自動車改造事業者に御確認ください。

③自動車保険（任意保険）保険料の割引

障害者手帳を持つ方は、自動車保険において特定の条件を満たすことで割引を受けることができます。詳しくは各保険会社、保険代理店にお問い合わせください。

④有料道路通行料金の割引

対象条件を満たし、事前登録された自家用車又は重度の障害がある方を乗せた自動車に対して通行料の割引が適用されます。詳しくは下記ホームページを御確認いただくか各市町村にお問合せください。

割引対象	<ul style="list-style-type: none">■身体障害者手帳を所持する方が、自ら運転する場合■重度※の身体障害者の方もしくは重度※の知的障害者の方が同乗し、障害者本人以外の方が運転する場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><ul style="list-style-type: none">・障害者が日常生活に使用する自動車1台を事前登録できます。・親族や知人が所有する自動車、タクシーなど、事前登録していない自動車でも割引を受けられます。</div>
割引内容	通常料金の半額（端数は10円単位で切り上げ）
利用方法	<ul style="list-style-type: none">■事前にお住まいの市町村の福祉担当窓口に申請が必要です。■使用する自動車を事前登録しETC利用申請も行う方は、オンライン申請も可能です。オンライン申請には障害者本人のマイナンバーカードと、「マイナポータル」への登録が必要です。■登録した自動車ではETCゲートのノンストップ走行が可能です。ノンストップ走行をするためにはETC利用申請も必要です。■ETC利用申請をしていない場合、又は未登録の自動車で割引を受ける場合は、料金所で係員に利用申請済の障害者手帳を提示することで割引が適用されます。ETCゲートのノンストップ走行はできません。
その他	有効期間（手続きをした日から2回目の誕生日まで）があるため、更新が必要です。
上記についての詳細	<p>障害者割引とは 有料道路における障害者割引制度のオンライン申請</p> <p>（日本高速道路株式会社ホームページ内）</p> 

※重度：各障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃額」欄に「第1種」と記載がある方

⑤駐車禁止除外指定車標章の交付

身体障害者等で歩行が困難な方が使用する自動車に対して、駐車禁止除外指定車標章を交付し、道路標識、道路標示により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がないなどのやむを得ない場合に限り、駐車が認められています。ただし、法定の駐停車禁止場所及び法定の駐車禁止場所は対象外となります。

交付された「駐車禁止除外指定車標章」は車の前面の外部から見えやすい位置に掲示します。標章の交付を受けるには、各警察署に申請が必要です。

交付対象	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳を所持している方で、一定の障害等級の方・療育手帳を所持している方で重度（A）の方・精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持している方・小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている紫外線要保護者
手続方法	障害者等の住所地を管轄する警察署交通課に必要書類を提出
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・申請書（様式はホームページに掲載、各警察署にもあり）<u>2部</u>・各障害者手帳の写し 又は小児慢性特定医療費医療受給者証の写し等 <u>2部</u>・医師の意見書（対象者のみ、詳細及び様式はホームページに掲載） <u>原本と写し1部</u>・交付されている除外標章（更新の方のみ）
上記についての詳細	駐車禁止除外指定車標章 （宮城県警察ホームページ内） 

宮城県ゆずりあい駐車場利用制度について

宮城県が、障害のある方や高齢者、妊娠婦など歩行が困難な方に対して制度の対象となる駐車区画（対象区画）の利用証を交付します。対象区画に駐車する際には利用証を車内に掲示します。

対象区画には、ステッカーが標示されています。

利用証の交付には要件があり、申請が必要です。

詳しくは、下記ホームページを御参照ください。



利用証

[宮城県ゆずりあい駐車場利用制度について - 宮城県公式ウェブサイト](#)



（3）運転免許の自主返納制度と身分証明書としての運転経歴証明書

病気や障害、加齢に伴う身体機能や判断力の低下により、安全な運転に支障をきたすなどの理由から運転免許を自主的に返納する制度があります。

身分証明書としての運転免許証を手放したくない場合、代替手段として、運転免許の自主返納後に運転経歴証明書の交付を受けることができます。詳細については下記ホームページ及び県内の運転免許センター、各警察署にお問い合わせください。

[運転免許自主返納・運転経歴証明書の交付](#) 宮城県警察ホームページ内



また運転免許を自主返納した方を対象とした支援制度や優遇制度が一部市町村や民間企業等で行われています。下記ホームページ内に詳細が掲載されていますので、御参照ください。

[運転免許証の自主返納について - 宮城県公式ウェブサイト](#)



おわりに

本ガイドブック作成にあたり、照会、調査等に御協力いただきました、宮城県警察本部交通部交通規制課及び運転免許課、一般社団法人宮城県指定自動車教習所協会及び会員教習所、医療機関、市町村福祉担当課の皆様に感謝申し上げます。

【本ガイドブックに関する問合わせ先】

宮城県リハビリテーション支援センター リハビリテーション支援班

宮城県名取市美田園2丁目1-4 まなウェルみやぎ内

TEL：022-784-3588

E-mail：rehabiris@pref.miyagi.lg.jp



所ホームページ：[リハビリテーション支援センター - 宮城県公式ウェブサイト](#)

障害者自動車運転支援のページ [障害者自動車運転支援事業 - 宮城県公式ウェブサイト](#)

